



て和歌山県知事が財務事務所長宛同意願書を申請しているが、知事決裁文書全て原本開示」と記載された保有個人情報の開示請求を行った。

## 2 非開示決定

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報を「作成又は取得していないため」との理由で、平成24年1月10日付けで本件処分を行った。

## 3 異議申立て

異議申立人は、平成24年3月16日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

# 第3 異議申立ての内容要旨

## 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正については、適正に行われています」とするならば、適正であることの証拠を示し説明する義務があり、監察査察監は調査もせず、県職員の虚偽を鵜呑みにし、適正であったと虚偽を記載しているのか、適正判断を指示されているのか、適正である里道消滅は根拠があるはずであり、当該非開示決定を取り消し、全てを開示することを求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由等

異議申立人が異議申立書並びに審議会における意見及び説明の陳述によって本件処分に関して主張する内容を要約すると、概ね以下のとおりである。

(1) 和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正については、平成21年12月4日付け「不正行為等通報に係る回答について」で適正に行われている旨回答しているが、「適正に行われている」とは言えず、虚偽記載である。

(2) 和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正の虚偽記載に対し、和歌山県は、公嘱との単価契約で数万円を支出しているが、こ



約すると、概ね以下のとおりである。

#### 1 和歌山財務事務所長あての地図訂正同意願書について

実施機関は、平成13年3月23日付けで和歌山地方法務局に地図訂正の申出を行うにあたり、その前提として平成13年1月15日付けで和歌山財務事務所長あてに地図訂正同意願書を提出している。

#### 2 本件処分について

実施機関は、平成13年1月18日起案第7110号添付の平成12年12月25日和歌山地方法務局で閲覧し、作成されている和歌山市上三毛字東山田の地番等に関する書類（以下「登記簿調査による土地調書」という。）の記載について、異議申立人に対して、所有者名の記述が誤っている旨の説明を和歌山県監察査察監名にて平成21年9月3日付けで行っている。

平成13年3月23日付け和歌山地方法務局に対する地図訂正申出に関連する平成13年1月15日付け和歌山財務事務所長宛地図訂正同意願書は、当時実施機関である海草振興局建設部から和歌山財務事務所長宛に申請されており、その写しも、実施機関に保管されていたが、保存期間5年の経過により廃棄されている。

異議申立人は、「虚偽記載を認めて財務事務所長宛に申請した同意願書の知事決裁文書」にある個人情報の開示請求を行っているが、平成21年9月3日付けで監察査察監が説明しているとおり、当時、実施機関は所有者名の記載の誤りには気付いておらず、虚偽記載であるという認識はなかったことから、虚偽記載を認めて財務事務所長宛に申請した事実はなく、異議申立人が主張する決裁文書は公文書として作成していないことから、不存在理由による非開示決定を行った。

### 第5 審議会の判断

#### 1 本件開示請求の対象となる保有個人情報について

異議申立人は、異議申立人の被相続人の個人情報を異議申立人の個人情報でもあるとして開示請求を行っている。

審議会が不動産登記記録全部事項証明書及び閉鎖登記簿により確認したところ、和歌山市上三毛字東山田〇〇〇番、〇〇〇番及び〇〇〇番〇について、平成10年9月7日には、平成10年4月27日に相続を原因とした異議申立人の被相続人持分全部移転登記がなされている。このことから、本件開示請求の対象となる個人情報、異議申立人に係る個人情報と認めることができる。

よって、異議申立人が主張する「虚偽記載を認めて財務事務所長宛に申請した同意願書の知事決裁文書」に異議申立人の被相続人に係る個人情報が存在する場合、異議申立人に係る個人情報でもあると認めることは、相続人の権利利益に資することから妥当である。

したがって、当審議会は、実施機関の異議申立人に係る個人情報の記載された公文書の特定の適否について審査する。

## 2 対象となる個人情報の記載された公文書について

(1) 本件では、開示請求対象の個人情報が記載された公文書の特定（以下「公文書の特定」という。）にあたって、実施機関の職員が「相続が済んでいない状態であると虚偽記載している。虚偽記載を認めて和歌山県知事が財務事務所長宛同意願書を申請」しているか否かについて、実施機関と異議申立人との間で見解の相違があるため、実施機関は、当時所有者名の誤りに気付いておらず、虚偽記載であるという認識もなく、また虚偽記載を認めて財務事務所長宛に申請した事実はないことから、「作成又は取得していない」として、非開示決定を行った。

(2) 保有個人情報開示請求書に記載された「虚偽記載している」か否か、また「虚偽記載を認めて」申請したか否かといった行政事務に対する評価や行政機関の認識に対する評価（以下「行政事務に対する評価等」という。）について、実施機関と開示請求者の間で見解の相違がある場合、実施機関の見解に基づき公文書の特定をするならば、常に「保有個人情報を作成又は取得していないこと」を理由として非開示決定が行われることとなる。一方、開示請求者の見解に基づき公文書の特定をするな

らば、実施機関は、自らの認識とは異なった判断をせざるを得なくなり、いずれも適切な公文書の特定とは言い難い。

- (3) 本県の個人情報保護制度の目的の一つである自己情報の開示により個人の権利利益を保護するため、自己情報の開示請求に対しては、原則開示すべきである。そのことからすると、行政事務に関する評価等により開示請求に係る個人情報の記載された公文書を限定するのではなく、行政事務に対する評価等をともしなわれない形で対象となる個人情報が記載された公文書を広く対象公文書として特定をすべきである。よって、本件の場合、保有個人情報開示請求書の「虚偽記載している」、「虚偽記載を認めて」の記載により対象公文書を限定することなく、当該記載がないものとして本件保有個人情報に係る公文書を特定すべきである。
- (4) しかし、実施機関によると、平成21年9月3日付け監察査察監名での所有者名を誤っていた旨の説明を加味し、上記のように開示請求に係る個人情報が記載された公文書の特定を行った場合、平成12年度に行った和歌山市上三毛字東山田地内の地図訂正申出事務業務を実施機関から受託した和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会から実施機関に業務委託成果品等（以下「協会からの業務委託成果品等」という。）として提出された「財務事務所への同意願書」の写しに含まれる「登記簿調査による土地調書」となり、当該公文書は平成18年12月19日に保存期間経過により廃棄を行っているとのことである。
- (5) 当該公文書については、当審議会においても既に検討を行い、審議会答申第8号、「第5 審議会の判断」1(2)において、和歌山県情報公開審査会答申第62号にて当該公文書は、平成18年12月19日に廃棄されたと見ることが相当である旨の判断を行っていることを確認しているところであり、実施機関の「協会からの業務委託成果品等」として提出された「財務事務所への同意願書」の写しに含まれる「登記簿調査による土地

調書」は、平成18年12月19日に保存期間経過により廃棄されたとの実施機関の説明に不合理な点は見あたらない。

(6) よって、本件においては、請求対象となった個人情報に記載された公文書の特定を改めて行ったとしても、既に当該公文書は保存期間経過により廃棄済みであると見ることが相当であるとの判断が情報公開審査会及び当審議会にて示されているところである。そのような状況において、実施機関が対象公文書の再特定を行い、決定を行ったとしても、不存在を理由とする非開示決定が行われることは明白である。そのため、迅速な最終決定に資するとの観点から実施機関の行った非開示決定は結果として妥当である。

### 3 結論

以上の理由により、当審議会は本件処分に関し、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、平成21年12月4日付け「不正行為等通報に係る回答について」の回答は虚偽記載である等、「第3 異議申立ての内容要旨」2 異議申立ての理由等(1)～(7)や意見陳述において、保有個人情報に関する本件処分以外の種々の主張を展開しているが、これらは本件請求に係る開示・非開示の判断に直接関係しない主張であり、当審議会の判断する事柄ではない。また、判決書が偽造されたか否か等について判定することも、当審議会の職責とするところではない。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年 4月23日	○諮問（実施機関）
平成24年 5月31日	○実施機関からの理由説明書を受理

平成25年 4月26日	○審議
平成25年 5月30日	○審議
平成25年 6月14日	○審議
平成25年 7月25日	○審議
平成25年 8月29日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成25年 9月10日	○審議
平成25年12月17日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成26年 1月31日	○審議
平成26年 2月18日	○審議
平成26年 3月27日	○審議
平成26年 4月18日	○審議